

【決議事項】

地方分権改革推進に関する決議

地方自治の確立と地方交付税の充実強化

第二期地方分権改革が本格的にスタートした。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行するなどにより、地域間の格差が拡大している。今後は、地域力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていくべきである。

このため、「地方にできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連帯」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として、第二期地方分権改革を強力に推進すべきである。

また、地方交付税は地方固有の財源であり、国の財政再建のための一方的な削減は断じてあってはならない。今年の「基本方針2006」に示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、**国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。**

その際、税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築を行うこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、**国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。**

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による**国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減**によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(4) 自治体の自立(律)と連帯を進める「地方共有税」の導入

「**地方交付税**」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「**地方共有税**」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

(5) 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、**地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。**

2 地方交付税の総額確保と機能堅持

国の財政再建のための一方的な地方交付税の削減は断じてあってはならない。昨年の「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の**現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するとともに**地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。

3 地方税源の充実強化と偏在是正

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。

その場合、**税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築**することが必要であり、まず**地方消費税の充実**に最優先で取り組むこと。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくこと。

国税と地方税との税体系のあり方 地方交付税原資としての税目のあり方 地方法人課税における分割基準のあり方 地方消費税の清算基準のあり方

「ふるさと納税制度」については、上記に掲げた税源偏在是正のための課題の検討と一体的に議論すべきであること。

平成19年6月5日

地 方 六 団 体

(地方自治確立対策協議会)

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全 国 市 議 会 議 長 会

全 国 町 村 会

全 国 町 村 議 会 議 長 会

地方分権推進連盟

【緊急アピール】

地方税財源の充実強化を図る制度の構築等に向けた緊急アピール

近年、都市へヒト・モノ・カネ・情報などが集積する一方で、本県のような地方部では、高齢化と人口減少が同時進行し、大都市圏との格差が拡大している。

また、地方税源の充実強化を図ることを目的として、三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が行われたが、依然として所得水準等による地域間の税収格差が残されており、特に、大都市圏を中心とした景気回復に伴う法人二税等の増収を背景に、地域間の税収の差が更に広がっている。

本県及び県内市町村は、地域の活性化や安心・安全の確保など様々な行政サービスを提供するため、人件費の削減など行財政改革を推進し、財政健全化に取り組んでいるところである。しかしながら、今後、社会保障関係経費などの義務的経費の増嵩により、財政調整基金・減債基金があと1、2年で枯渇するおそれがあるなど、危機的な状況にあり、本県及び県内市町村にとって財源の大半を占める地方交付税の所要額の確保が死活問題となっている。

こういったことから、地方自治体が果たすべき役割に見合った財源を、制度的に確保できるよう、地方税・地方交付税について、次の事項の実現を求めるものである。

1 新たな地方税制度の構築について

(1) 地方税源の偏在度の是正

自主財源を安定的に確保するため、偏在性の少ない基幹税を中心とする地方税体系を構築する必要がある。そのため、地方消費税の拡充を図ること。

(2) ふるさと納税制度の検討

現在、ふるさと納税制度の創設が検討されているが、進学・就職に伴って都市部へ人口が流出するような地域等の実情や「ふるさと」に対し財政的に貢献したいという意向等を踏まえ、地方における税財源の格差を是正するという観点を重視した制度とすること。

2 地方交付税の安定的確保等について

(1) 地方交付税の現行法定率の堅持及び総額の確保

地方交付税がこれ以上削減されれば、日本国民として最低限必要な住民サービス（ナショナルミニマム）ですら保障できなくなるおそれがあるため、現行の法定率を堅持するとともに、所要の総額を確保すること。

(2) 頑張る地方応援プログラムに係る条件不利地域への配慮等

県内市町村が地域課題に適切に対処するため、プログラムを活用して実施する取組に対しては、事業採択等の支援をすること。

また、頑張りの成果指標については、自治体の努力とは無関係にその向上が見込まれる都市部に対し、過疎化、高齢化等の構造的な要因を抱える条件不利地域においては、頑張りの成果が直ちに指標に反映されがたいため、成果指標数値による交付税算定にあたっては、このような条件不利地域に十分配慮すること。

平成19年6月5日

和歌山県自治体代表者会議

和歌山県地方分権推進連盟

和歌山県

知 事 仁坂吉伸

和歌山県議会

議 長 中村裕一

和歌山県市長会

会 長 玉置三夫(有田市長)

和歌山県市議会議長会

会 長 北野 均(和歌山市議会議長)

和歌山県町村会

会 長 奥田 貢(北山村長)

和歌山県町村議会議長会

会 長 寺本眞一(那智勝浦町議会議長)

「地方分権改革推進」全国大会

地方自治の確立と地方交付税の充実強化

- 一 国・地方の税源配分をまずは5：5に
- 一 地方税源の充実強化と偏在是正
- 一 国と地方の役割分担の明確化・権限移譲・二重行政の解消
- 一 「地方交付税」の総額確保；「地方共有税」の実現
- 一 地域間格差の早期是正

地方六団体(地方自治確立対策協議会)

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町議会議長会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟

